

## 2下水道へ の接続をお願い し

3

便所は3年以内に水洗便所に改造行ってください。また、汲み取り理開始の公示の日から速やかに務付けられています。接続は、処所有者には、下水道への接続が義

してください。

◆工事の申込みは指定工事店へ

得て建築物を使用している方は所有者から工事実施の同意を

**います。** います。 います。 ①建築物を所有している方、ま
次の①と②の条件を満たす去
◆融資あっせんの対象者 は、 工事店へご相談くださ 、工事を行う前に排水設備指定融資制度の利用を希望される方 せん制度
な共下水道接続への融資あっ 11 また 方

… 20か月以内	50万円を超え100万円まで	50万円まで…30か月以内	◆融資額および償還期間	②市税などを滞納していない方
----------	----------------	---------------	-------------	----------------

※利子は、市が負担します。 ◆返済方法…元金均等月賦償還

## 4)浄化槽の維持管理は適切に

守管理業者に依頼してください。作業は県知事の登録を受けた保 管理や点検、 理水を保つため、 ▼定期的に保守点検を 装置が適切に働き、 調整をしましょう。 定期的に槽内の きれ 1) な処

◆ 年 1 回は槽内清掃を

を抜き、 業者(左表)に依頼してください。しょう。作業は市内の浄化槽清掃 槽内にたまった汚泥や異物など 機器を洗浄・清掃しま

<ul> <li>(株) 衛生管理センター 32-1000 足尾、栗山</li> <li>(株) 近代環境整備社 26-3962 栗山</li> <li>(有) クリーン・アップ 76-2868 今市、栗山</li> </ul>	表 浄化槽清掃業者一覧									
<ul> <li>(株) 衛生管理センター 32-1000 足尾、栗山</li> <li>(株) 近代環境整備社 26-3962 栗山</li> <li>(有) クリーン・アップ 76-2868 今市、栗山</li> </ul>	業者名	話番号 指定地域								
(株)近代環境整備社 20-3962 栗山 (有)クリーン・アップ 76-2868 今市、栗山 字教宮立化センター	朱)衛生管理センタ	2-1060 今市、日光 足尾、栗山								
字邦官立(レキンター)	朱)近代環境整備	5-3962 今市、足尾 栗山								
宇都宮文化センター 59 9799 ロッ 日尾	有)クリーン・アッ	6-2868 今市、栗山								
(株)日光支店 [35-3723]日元、 定用		3-3723 日光、足尾								
(株)環境テック 93-2845 足尾	朱)環境テック	3-2845 足尾								
(株)栃浄 鬼怒川出張所 76-8141 藤原、栗山		6-8141 藤原、栗山								
(有)ときわ 76-0234 藤原	有)ときわ	6-0234 藤原								

6

助および融資あっせ 合併処理浄化槽設置へ

ん制度

の補

## ◆きちんと法定検査を 3か月から8か月の間に、

後は年1 検査を受けなければなりません。 設置されているか検査をし、 回県指定検査機関の水質 その

## 5 なぜ合併処理浄化槽なの?

処理のまま河川などに流されてし台所や風呂などからの排水は、未イレの排水しか処理していません。 まいます。 単独処理浄化槽」 は、 水洗 ト

含まれらラー・化・処理しています。生活排水に洗トイレの排水と生活雑排水を浄 化槽への入れ替えをお願いします。槽を設置している方も合併処理浄水環境保護のため、単独処理浄化 ぼ同等の処理能力を持っています。できるといわれ、下水処理場とほるまれる汚濁物質の約90%を除去

金を除いた、工事に必要な資金のいます。さらに、工事費から補助する方に対し、補助金を交付して 市では、 合併処理浄化槽を設置

	○社会福祉事業を行う施設
下水	
くわ	)自台会などD集会所上を居住の用に供する建物)
	○住宅(延べ床面積の2分の1以
<b>※</b> 利	ずれかに該当すること
◆ 返	①浄化槽を設置する建物が次のい
	次の①~⑥をすべて満たすこと
50	◆交付条件
50	のでご注意ください。
◆融	資あっせんは対象外となります
2	の場合、対象は補助のみで、融
$\stackrel{\circ}{8}$	※建物の新築に伴う浄化槽の新設
	○建物の新築に伴う浄化槽の新設
$\stackrel{\circ}{6}$	○汲み取り便所からの改造
	○単独処理浄化槽からの入れ替え
$^{\circ}{5}$	◆補助および融資あっせんの対象
<b>◆</b> 浄	道の整備が困難な地域
受	文化財保護法の規制のため下水
該	○下水道の認可区域ではあるが、
資	せんの対象
⑥ 日	れている区域は、補助および融
要	※当該年度内に認可申請が予定さ
⑤ 日	けていない区域
④ 市	○公共下水道の事業計画認可を受
る	◆対象区域
後	申請してください。
③ 市	事着工前に下水道課に確認の上、
満	ないことがありますので、必ず工
<u>※</u> 敷	申込みが多い場合、ご希望に添え
や	付できる予算
② 浄	融資をあっせんをしています。た

<b>6</b> (11)5150 下水道課 下水道管理係	<ul> <li>②浄化槽から出る放流水を、河川</li> <li>◇返済方法…元金均等月賦償還</li> <li>※利子は、市が負担します。</li> <li>※利子は、市が負担します。</li> <li>※利子は、市が負担します。</li> </ul>	
----------------------------------	--	--

	0		0		0				0		D
し度て よ	汚水	土砂	マン	パー	水洗	道へ	く	布く	油金	上	_
してください。 度)点検し、フ	ます	土砂などを捨てないでください。	不	のみ	トイ	道へ流さないでください。	ン、灯油、	ず、	良用油	たち	┐一人一人がルールを守り、
さし、い	など	を捨	ルや汗	を使	レで	ない		ビニ	- - - -	下水	人が
・フタ	こは時	てない	内水市	用し	はト	でく	ンナ	ール	機械	道を	Ĩ.
を 開	时々(	いでく	よすに	てく	イレ	ださ	〔 な	製品	三 (三)	使い	ル
けて	· 月 1	、ださ	ار . س	、ださ	ット	い。	らどを	нц H	~野莁	まし	を守
い。フタを開けて掃除	汚水ますなどは時々(月1回程	ぶ	マンホールや汚水ますに、ごみや	パーのみを使用してください。	水洗トイレではトイレットペー		シンナーなどを下水	布くず、ビニール製品、ガソリ	○油(食用油・機械油)や野菜くず	(上手に下水道を使いましょう	Ų

